

◎平成27年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、
○債務負担行為
878万4千円

◎平成27年度氷川町介護保険特別会計補正予算(第2号)は、歳入歳出それぞれ4,682万3千円を追加

◎平成27年度氷川町下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、歳入歳出それぞれ56万4千円を追加

人事

○教育委員会委員の任命
教育委員会委員の任命については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を得るものです。
◆今 村山 賢一氏
の任命に同意しました。

主な質疑

条例

◎氷川町手数料条例の一部を改正する条例

江崎議員 マイナンバー制度に基づいて、今回、手数料の一部を改正されるわけですが、基本的には住民基本台帳番号(カード)、これに変わるものが、通知カード、個人番号カードに変わりますよということですか。

町民環境課長 住民基本台帳カード、俗にいう「住基カード」ですが、年が明けて1月1日からは交付しません。
今回のマイナンバーによる「通知カード」には、「個人番号」「住所」「氏名」「性別」「生年月日」が入ったものを国が示す委託業者が、みなさんに配付します。

個人番号カード」というのは、「通知カード」をもとに希望者が申請する顔写真入りのカード

で、それぞれ無料ですが、再交付については、通知カードが500円。個人番号カードが800円になるということですが、

◎氷川町まちづくり情報銀行条例の制定

江崎議員 この条例案を読んでいて、設置目的のところ、まちづくりの拠点とし、「まちづくり」を行うことを前提にしないと利用の許可は得られませんよと、「まちづくり」を一生懸命頑張ろうとする人にしか貸さないのに、どうして使用料が発生するのですか。

町長 まちづくり情報銀行の位置づけを明確にするということ、今回、条例を制定します。これまで町の施設の一部というところで自由に使ってきた部分がございます。

今回、「秋山幸二ギャラリー」を設置する。その際、2階の研修室をどのように使っていくのか

を議論したうえで、設置条例案をつくったところ。そこに、まちづくりのための活動ならば、使用料を取る必要がないのではないかとこの議員の見解ですが、やはり、まちづくり情報銀行も行政財産の一つでございます。しっかりとその財産を管理していくうえでは

必要な経費がかかるわけでございます。そのうえで、規則の方で減免の規定あたりもつくりたいと思っております。

一般の町民の方々でも活用は可能でございます。利用は、まちづくりという代名詞だけで、全てを無料で使用していただくということには、少し懸念があるわけで、そういう規定をまず設けさせてもらう。そのうえで、必要な減免の措置を取らせていただきたいという考え方で、今回、提案をしているところで

河川議員 「研修室」と「展示場」を設置するとありますが、展示場は秋山幸二氏の顕彰に係る展示のみですか。それと研修室を借りたいと思えばどこに申し込めばいいのですか。

総務振興課長 研修室は2階の部分を考えています。現在も会議などに使っています。展示場は、1階正面玄関を入った部分を展示場と考えています。

展示場については、秋山幸二氏からいろんな物品を提供していただきました。当分の間は、その展示ということを考えています。

研修室は、午前9時から午後10時まで使えるようになっていきます。

こちらの方は、指定管理になるまで、総務振興課の方に申請していただいて、貸し出したいと考えています。

「家庭用水切り器」
全戸配付

補正予算

江崎議員 塵芥処理費で今回、新たに家庭用の「水

切り器」を全世帯に配付して、ごみの減量化を図ろうということですが、ごみという品物で、なぜ水切り器を配付するのかわかりません。

町民環境課長 今まで地区懇談会等で、CDを使った水切りでの減量化などを推進してきました。しかし、中々取り組んでいただけに、減量化につながっていないということで、今回、シンクの中でも場所を取らず、簡単に挟みこんで絞っていたたく市販の水切り器を購入して、各世帯に配付しまして、ごみの減量化に向けた意識を高めていただきたいと思います。

今後、区の総会等で、ごみの減量化のお願いと併せて配付を計画していきます。

平成26年度一般会計歳入歳出決算の認定及び各特別会計の歳入歳出決算の認定については、「継続審査」としました。